簡易水道事業

平林簡易水道配水管布設工事設計業務委託

仕 様 書

令和 7 年度

富士川町上下水道課

一般 仕 様 書

第1章 総 則

(適用の範囲)

第1条 本仕様書は、富士川町『以下「委託者」という』が計画する「簡易水道事業」平 林簡易水道配水管布設工事設計業務委託に適用する。

(一般仕様書の適用)

第2条 本業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については特記仕様書に定める仕様に従い、施行しなければならない。

(費用の負担)

第3条 本業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原 則として受注者(以下「受託者」という)の負担とする。

(法令等の遵守)

第4条 受託者は業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(中立性の堅持)

第5条 受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければな らない。

(秘密の保持及び情報セキュリテイの遵守)

- 第6条 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。なお、この 契約期間後においても同様とする。また、受託者は本業務内で取り扱う個人情報や、 貨与を受けるデータおよびシステムの情報保護、品質管理、環境保護の観点から、 セキュリテイ管理システムに確立されていることを証明しなければならない。 具体的には、以下の資格を取得しており、その証明として登録(写)を提出するもの とする。
 - (1) ISO 9001 (品質マネジメントシステム)
 - (2) ISO 27001 (情報セキュリテイマネジメントシステム)
 - (3) JISQ 15001 (プライバシーマーク)

(提出書類)

- 第7条 受託者は業務の着手及び完了にあたって、富士川町の契約約款に定めるものの外、 下記の書類を提出しなければならない。
 - (イ)着手届(ロ)技術者届(ハ)業務工程表(ニ)完了届(ホ)建設コンサルタン

ト登録(上水道及び工業用水道部門) (へ)技術士(上水道及び工業用水道部門の資格者証)(ト) ISO・9001・27001・JISQ 15001(認証登録書)

(主任技術者及び技術者)

- 第8条 (1) 受託者は、業務の適正な進捗をはかるため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。
 - (2) 主任技術者は技術士 上下水道部門(上水道及び工業用水道)技術者をもって、秩序正しく業務を行わせなければならない。
 - (3) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的管理をおこなわなければならない さらに業務内容の項目ごとに設計照査し、設計照査書類を提出しなければならない。
 - 但し、本業務の契約に当り委託者の求める主任技術者等の資格登録者を確認する ため雇用等を確認する書類提出を求める。

(工程管理)

第9条 受託者は、業務委託の工程に変更が生じた場合には、速やかに協議し、変更工程 表を提出しなければならない。

(審 查)

- 第10条(1)受託者は、業務完了時に富士川町の検査を受けなければならない。
 - (2)業務完了時において、明らかに受託者の責めに伴う業務のかしが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

(引渡し)

第11条 業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、富士川町 の監督員の検査をもって業務の完了とする。

(関係官公庁等との協議)

- 第12条 受託者は、関係官公庁と協議を必要とするときまたは協議をうけたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。
 - (1)業務の実施にあたって受託者は監督員と密接な連絡を取り、十分な打合せを 行い、そのつど連絡事項を記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
 - (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受託者と委託者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

(参考資料の貸与)

第13条 委託者は、業務に必要な関係資料を所定の手続きによって貸与する。

(疑義の解釈)

第14条 本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、叉は本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者の協議のうえ、これを定める。

(業務の目的)

第17条 配水管布設を目的とする。

(業務概要)

第18条 本業務の概要は下記のとおりとする。

業務の名称 平林簡易水道配水管布設工事設計業務委託

業務の場所 南巨摩郡富士川町 平林 地内

設計の内容 配水管設計、減圧弁設計

測量の内容 測量調査業務

(関係法令)

- 第19条 本業務の実施にあたり本仕様書のほか、下記の法令・規則によるものとする。
 - (1)日本工業規格(JIS)
 - (2)日本水道協会規格(JWWA)
 - (3)鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説(日本建築学会)
 - (4) 十木工学ハンドブック (十木学会)
 - (5)水道施設設計指針、解説(日本水道協会)
 - (6)水道維持管理指針(日本水道協会)
 - (7)水道施設耐震工法指針(日本水道協会)
 - (8)アスファルト舗装要綱(日本道路協会)
 - (9)水道事業ガイドライン、解説(JWWA)
 - (10)水道施設更新指針(日本水道協会)
 - (11)水道施設機能診断の手引き(水道技術研究センター)
 - (12)水道の耐震化計画策定指針(案)の解説(水道技術研究センター)
 - (13) 水道の地震対策マニュアル (水道技術研究センター)
 - (14) 官庁施設の総合診断・改修基準 平成8年度版(建設省)
 - (15)水道施設耐震工法指針(日本水道協会)
 - (16)水道工事標準仕様書(日本水道協会)
 - (17)配水管及び給水装置の表示基準(日本水道協会)
 - (18)水道事業実務必携(全国簡易水道協議会)
 - (20) 土木製図基準(土木学会)
 - (21) その他富士川町上下水道課が必要と認めたもの

(業務委託期間)

第20条 令和 7年 5月 22日 ~ 令和 7年 10月 31日

第2章 配水管測量設計

(設計業務概要)

第21条

- 1 設計協議
 - (1) 第1回打合せ

初回打合せは発注者側の要望事項の把握と設計工程、方針及び検討事項の内容 説明、貸与資料等の確認。

(2) 中間打合せ

中間打合せは設計計画、設計図作成、数量計算などの時点で業務作業中に発生する諸条件の処理に関する確認。

(3) 最終打合せ

最終打合せは業務完了時における総括説明及び成果品納入、検収の立ち合い。

- 2 配水管設計、減圧弁設計
 - (2) 詳細設計 φ100 L=145.0m 減圧弁設計 1箇所
 - 1) 現地調査 設計路線の踏査、地下埋設物の具体的調査、在来管等の調査
 - 2) 設計計画 設計路線の工法比較、構造計画、仮設比較と施工計画を含む
 - 3) 各種計算 構造計算、仮設計算等
 - 4) 図面作成 平面図、詳細図、横断図、構造図及び工事占用申請に必要な図
 - 5) 数量計算 工事に必要な数量すべての計算で数量計算書を作成し、工事 価格の積算を行う
 - 6) 審査 設計条件の確認、設計計画と図面の整合性、計算書の精査とする

(測量業務概要)

第22条

- 1 測量調査業務
 - (1) 作業計画

測量調査に伴う作業計画

(2) 4級基準点測量

N=2 点

作業計画、選点、観測及び計算整理の実施

(3) 縦断測量

L=145.0m

観測、縦断図の作成、計算整理の実施

第3章 提出図書

(提出図書)

- 第23条 提出図書は下記のとおり取りまとめ報告書にする(ファイル綴じ製本)1部
 - (1) 業務計画書(A4 判)
 - (2) 工事設計図(A1版)
 - (3) 数量計算書·積算設計書(A4 判)
 - (4) 打合せ議事録(A4 判)
 - (5) 原稿、添付書類(A4判)
 - (6) その他業務に使用した資料等
 - (7) 設計書、設計図の電子媒体 (EXCEL、SFC、PDF)